

令和5年度 危険物取扱者保安講習実施要領

消防法第13条の23の規定による危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者の保安に関する講習を次のとおり実施いたします。

なお、本年度から対面講習(会場講習)に加え「オンライン講習」を導入いたします。

1 受講対象者

消防法第13条の2の規定による甲種、乙種又は丙種危険物取扱者免状の交付を受けている方で、現に危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している方は、定められた期間内に受講しなければなりません。次に該当する方は受講申請の手続きをしてください。

なお、現在、危険物取扱作業に従事していない方でも、希望により受講できます。

- ① 継続して危険物の取扱作業に従事している場合、講習日以後における最初の4月1日から3年以内ごとに受講しなければなりません。
 - ② 危険物の取扱作業に従事していなかった方が、新たに従事することになった場合は、その従事することとなった日から1年以内に受講しなければなりません。
但し、従事することとなった日の過去2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている方又は講習を受けている方は、その免状の交付日又は講習日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。
- ※ 危険物取扱作業に従事しなくなった方、又は従事していない方は、法令上特に受講する義務はありません。

2 講習種別

講習は、対面講習(会場講習)、オンライン講習とも危険物施設の態様に応じて次の3種類に区分し実施いたします。

- (1) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (2) 石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (3) 上記(1)及び(2)以外の危険物施設(製造所、貯蔵所又は取扱所)において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習

3 受講申請手続き(対面講習、オンライン講習共通)

受講申請書は、岩手県危険物安全協会連合会、各消防本部(消防署、分署、出張所)及び岩手県庁復興防災部消防安全課において配布いたします。

※ 申請書は、岩手県危険物安全協会連合会ホームページからダウンロードできます。

- (1) 受講申請書に必要事項を記載し、直接、岩手県危険物安全協会連合会に提出、又は岩手県危険物安全協会連合会において配布する専用封筒で郵送してください。(複数の受講者がいる場合は、事業所の専用封筒でまとめて郵送して構わないこと。)

提出(郵送)先	所在地
一般社団法人 岩手県危険物安全協会連合会	〒020-0021 盛岡市中央通三丁目7番2号 岩手県消防会館内

- (2) 受講申請書記載上の注意事項（※「申請書記入例」を参考に作成のこと。）
- (7) 「従事している主たる危険物施設」の欄には、現に従事している危険物施設の区分に応じて必ず「1」又は「2」若しくは「3」のいずれかの番号に○を付けること。なお、給油取扱所を拠点として移動タンク貯蔵所（容量 4,000 リットル以下）において危険物の取扱作業に従事している場合は「1」に○をつけること。
- (4) 「受講希望年月日」及び「受講希望会場」欄には、5の講習日程表から希望年月日及び希望会場を記載すること。
- ※オンライン講習希望者は、「受講希望会場」欄に「オンライン講習」と記入してください。
- (6) 受講手数料として、**4,700円分の岩手県収入証紙**を必ず貼付すること。
- なお、岩手県収入証紙は、岩手県収入証紙売りさばき所（市役所、町村役場、岩手銀行、農業協同組合又は漁業協同組合等）でお求めください。
- ※ 取扱いのない支店がございますのでご注意ください。なお、販売先は岩手県ホームページ「岩手県収入証紙売りさばき所」を検索しご確認ください。
- (5) 受講申請書受付後の受講料の払い戻しはいたしません。
- (3) 受講票について
- 受講票は、当連合会で作成し実施月の会場分を約10日前を目安に受講者に一斉送付いたします。

◎ オンライン講習に関する事項

- (1) 居住地若しくは勤務地が岩手県内の方で、危険物の取扱作業に従事している方を対象といたします。
- (2) パソコン又はモバイル端末で受講できますが、推奨環境の条件を満たしていないと受講できません。 【推奨環境ご案内】 <http://www.netlearning.co.jp/about/index.html>
- (3) 受講申請は、申請書（収入証紙の貼付）とレターパックプラス（日本郵便株式会社520円）を同封し受付期間内に必着するよう簡易書留で郵送してください。
- なお、受付手続き後、講習システムの受講登録用URL・ID・パスワード、受講用テキスト等を送付いたしますので、レターパックプラスのお届け先欄に送付先「住所、お名前、電話番号」を記入し、半分に折り簡易書留の封筒に入れてください。なお、当連合会へ直接持参し提出も可能です。
- (4) 受付後は、申請書及び手数料のお返しはできません。申請者の変更及び講習区分の変更もできません。
- (5) 受講期限は受講開始日から1か月となりますので、その期間内に必ず受講を完了してください。
- (6) オンライン講習から対面講習への変更はできません。
- (7) 効果測定に合格した方は、講習システムから受講証明書の発行が可能になります。発行した受講証明書が講習修了印の代わりとなります。必ず免状と併せて保持してください。

【レターパックプラス】	
申込人数	枚数
1～3名	1枚
4～6名	2枚
7～9名	3枚
10～12名	4枚
13～15名	5枚

※オンライン講習の受講方法については、当連合会ホームページ掲載の「受講者マニュアル」をご参照ください。

5 講習日程

(1) 対面講習（会場講習）

実施年月日 (曜日)	実施会場	定員	講習時間	申請受付期間
令和5年9月15日 (金)	北上市さくら通り 2-1-1 北上市文化交流センターさくらホール (中ホール)	220	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午前の部</div> 受講対象者 (給油取扱所 従事者) 9:30 ~ 12:30 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午後の部</div> 受講対象者 (給油取扱所 以外の 従事者) 13:30 ~ 16:30	7 / 21 (金) ~ 8 / 21 (月) (期間厳守)
令和5年9月20日 (水)	久慈市川崎町 17-1 久慈市文化会館 (小ホール他)	150		
令和5年9月28日 (木)	盛岡市内丸 13-1 岩手県民会館 (中ホール)	300		
令和5年10月3日 (火)	一関市大手町 2-16 一関文化センター (中ホール)	230		
令和5年10月12日 (木)	宮古市磯鶏沖 2-22 宮古市民文化会館 (中ホール)	180		
令和5年10月16日 (月)	大船渡市盛町字下館下 18-1 大船渡市民文化会館 (大ホール)	300		
令和5年10月19日 (木)	奥州市水沢佐倉河字石橋 41 奥州市文化会館 (中ホール)	250		
令和5年10月25日 (水)	花巻市若葉町 3-16-22 花巻市文化会館 (大ホール)	300		
令和5年11月2日 (木)	盛岡市渋民字鶴塚 55 盛岡市渋民文化会館 (大ホール)	300		

注1) 久慈会場においては、石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所の対象者を含むものとします。

注2) 上記会場の受講希望者が収容人員を上回った場合は、上回った受講申請者に対して、別途、保安講習会場を定めて通知することもありますので、予めご承知おき願います。

[各会場の申請状況は、岩手県危険物安全協会連合会ホームページを参照ください。]

(2) オンライン講習

実施回数	受講開始日	講習区分	定員	受講申請書の受付期間
第1回	9月1日	一般 給取 コンビ	150名	8月1日(火)～8月18日(金)
第2回	10月2日		150名	9月1日(金)～9月19日(火)
第3回	11月1日		100名	10月2日(月)～10月20日(金)

注1) 受講期限は受講開始日から1か月となります。

注2) 各回数の定員は、講習区分ごとの定員ではありません、合計数となります。

6 その他

(1) 対面講習（会場講習）の駐車場は、駐車スペースに限りがありますので、なるべく公共交通機関の利用、同一事業所の方は、乗り合ってお来場くださるようお願いいたします。

※ 盛岡会場は、お近くの有料駐車場をご利用くださるようご協力をお願いいたします。（他の会場についても、収容台数に限りがありますのでご配慮願います。）

(2) 実施会場においては、暖房の運転開始時期ではない会場もありますので、当日の気象条件に考慮し防寒対策を取ってご来場くださるようお願いいたします。

(3) その他詳細については、下記にお問い合わせください。

(一社)岩手県危険物安全協会連合会 又は 岩手県庁復興防災部消防安全課・消防保安担当
 電話 019-654-3991 電話 019-629-5557

※本講習に関することは、「(一社)岩手県危険物安全協会連合会ホームページ」でも確認できます。

◎ 保安講習受講サイクル

参考

継続して危険物取扱作業に従事している者

新たに従事する者

新たに従事する者のうち過去2年以内に免状の交付または講習を受けている者

※ 受講期限以後の受講日は、「継続して危険物取扱作業に従事している者」と同じ。

◎危険物取扱者免状の書換及び再交付手続

手 続	内 容	申 請 先
書換え	①写真の貼り替え（10年に一度） ②本籍、氏名等記載事項の変更	居住地・勤務先または免状の交付を受けた（一財）消防試験研究センター支部 （※東京都の場合は消防署に申請）
再交付	亡失、汚損・破損等の場合	免状の交付を受けた、または免状の書換えを行った（一財）消防試験研究センター支部 （※東京都の場合は消防署に申請）

- 4 -